

○筑西市水道事業給水条例施行規程

平成17年3月28日

公営企業管理規程第9号

改正 平成19年3月28日公企管規程第1号

平成20年12月25日公企管規程第3号

平成21年3月31日公企管規程第3号

平成24年2月16日公企管規程第1号

平成26年3月20日公企管規程第1号

平成30年3月28日公企管規程第2号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事の申込み（第5条・第6条）

第3章 給水装置の工事、費用及び管理（第7条—第21条）

第4章 給水（第22条—第29条）

第5章 貯水槽水道（第30条）

第6章 水道料金等（第31条—第39条）

第7章 検査及び処分（第40条—第46条）

第8章 補則（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、筑西市水道事業給水条例（平成17年条例第178号。以下「条例」という。）

第40条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平19公企管規程1・一部改正）

（定義）

第2条 この規程に規定する用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（給水装置の構成及び附属用具）

第3条 条例第2条に規定する給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成するものとする。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーターきょうその他の附属用具を備えなければならない。

（給水区域）

第4条 筑西市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第176号）第2条第2項に定める給水区域内においても配水管の敷設していないところ又は特殊な地形から給水することが著しく困難と認められるところでは、給水をしないことができる。

2 配水管の敷設していないところでも、給水を受けようとする者が当該配水管の敷設に要する工事費を負担するときは、給水することができる。

（平21公企管規程3・一部改正）

第2章 給水装置の工事の申込み

（給水装置の工事の申込み等）

第5条 条例第6条第1項に規定する工事の申込みのうち、給水装置の新設、増設又は改造の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申込みにより工事の承認を受けた者は、工事を取りやめ、又はその設計を変更しようとするときは、直ちにその旨を市長に申し入れ、その指示を受けなければならない。

（平30公企管規程2・全改）

（利害関係人の同意）

第6条 条例第6条第2項の規定により、申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる者の同意書を提出しなければならない。

（1） 他人の給水装置から分岐しようとするとき 当該給水装置の所有者

（2） 他人の家屋に給水装置を設置するとき、又は当該家屋に既に設置されている給水装置を改造するとき 当該家屋の所有者

（3） 他人の所有地に給水装置を設置するとき 当該土地の所有者

（4） 前3号に掲げる場合のほか特別の理由があるとき 当該利害関係者

第3章 給水装置の工事、費用及び管理

（設計審査）

第7条 市長は、条例第8条の規定により設計審査をした結果、不相当と認めるときは、その旨を付して指定給水装置工事事業者に再設計を命じるものとする。

（材料の確認）

第8条 条例第8条に規定する材料の確認は、市長が指定した場所及び方法で行う。

（しゅん工検査）

第9条 条例第8条に規定するしゅん工検査は次に掲げる事項について行うものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、検査の一部を省略することができる。

（1） 給水管の種類、口径及び延長並びにメーターの位置等

- (2) 分岐箇所、接続箇所等の施工技術
- (3) 給水管の埋設の深さ
- (4) 材質の確認
- (5) 水圧試験
- (6) 残留塩素測定試験
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 指定給水装置工事事業者は、しゅん工検査の結果、市長が手直しの必要を認めたときは、指示された期間内に手直しを行い、改めてしゅん工検査を受けなければならない。

3 市長が必要と認めるときは、しゅん工検査のほか随時中間検査を行うことができる。この場合の検査は、前2項の規定に準じて行うものとする。

(平30公企管規程2・一部改正)

(給水管の種類)

第10条 給水装置に用いる給水管及び給水用具は、日本工業規格品及び日本水道協会規格品と同等以上のものを使用しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(給水管の口径)

第11条 給水管の口径は、当該給水装置の用途、所要水量及び同時使用率を考慮してその大きさを決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第12条 給水管の埋設の深さは、次のとおりとする。

- (1) 公道内及び私道内では80センチメートル以上
- (2) 宅地内では30センチメートル以上
- (3) 特に必要と認められるときは、前2号に規定する埋設の深さを加減することができる。

(遮断弁の設置)

第13条 給水管を2階以上若しくは地階に配管し、又は配管系統が多岐にわたり維持管理上必要と認めるときは、遮断弁を設けなければならない。

(給水管の防護)

第14条 給水管を開きよを横断して配管するときは、原則としてその下に配管することとし、他の方法によるときは、容易に損傷しないように措置をしなければならない。

2 給水管を軌道下その他振動、衝撃のおそれのある箇所に配管するときは、防護の措置をしなければならない。

- 3 給水管を酸、アルカリ等又は電気によって侵されるおそれのある箇所に配管するときは、防しよくその他の措置をしなければならない。
- 4 給水管を凍結のおそれのある箇所に配管するときは、防寒装置を施さなければならない。
- 5 給水管を前各項のほか悪影響を受けやすい箇所に配管するときは、必要に応じて有効な防護措置をしなければならない。

(危険防止等の措置)

第15条 給水管は、市の水道以外の水管その他汚染のおそれのある管と直結させてはならない。

- 2 給水装置末端の用具は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。
- 3 水洗便器に直接給水する場合は、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備えるなど、逆流の防止に有効な措置をしなければならない。
- 4 受水槽その他水道の水を入れ、又は受ける施設若しくは用具における水の出口は、落とし込みとなっており、かつ、いっ水面の高さは、逆流を防止できる有効なものでなければならない。
- 5 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 6 各階ごとの分岐箇所には、止水栓を設けなければならない。

(貯水槽水道の設置)

第16条 給水装置が次の各号のいずれかに該当するときは、貯水槽水道としなければならない。

- (1) 配水管の水圧及び水量が不十分で使用上支障があるとき。
 - (2) 一時に多量の水を必要とするとき。
 - (3) 常時一定の水圧及び水量を必要とするとき。
 - (4) 工事等による断水又は減水の際に保安用水を必要とするとき。
 - (5) 市長が別に定める場合を除き、直結給水（直圧給水又は加圧給水）できない建物に給水するとき。
- 2 前項の規定により、貯水槽水道の装置を設置する場合には、当該給水装置部分に直結方式による非常用給水栓を設置しなければならない。
 - 3 市長は、別に定める管理基準に適合している貯水槽水道の装置であって、使用水量の計量上特に必要と認めるものについては、受水槽以下の装置に市長の定めるメーターを設置することができる。

(集合住宅等への給水)

第17条 集合住宅等において給水装置が世帯別引込みとなっていないときは、当該給水装置は1

世帯の専用給水装置とみなす。

2 タンク給水となっている集合住宅等においてタンク以下の装置が世帯別引込みであって、次に掲げる要件を備え、かつ、指定給水装置工事事業者が工事を施行した当該装置については、給水装置に準じて取り扱うことができる。

(1) 第10条に規定する材料が使用されており、かつ、メーターの性能及び計量に支障を及ぼさないものであること。

(2) 第13条、第14条及び第15条に規定する措置が講じられていること。

(3) メーターの設置、取替え作業等に支障を及ぼさないものであること。

(市が負担する工事費)

第18条 条例第11条ただし書の規定により、市が工事費の全部又は一部を負担する工事は、公道部分（これに準じた場合を含む。）における工事で、市長が認めるものとする。

(工事費の算出)

第19条 条例第13条第1項に定める工事費の算出は、次のとおりとする。

(1) 材料費 市長が定める材料単価額に使用材料の数量を乗じて得た額

(2) 運搬費 市長が定める運搬費用表に掲げる額

(3) 労力費 市長が定める賃金基本額に管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業についてそれぞれの作業に要する労力費の算出歩数を得た額

(4) 道路復旧費 当該道路管理者が定める額

(5) 間接経費 工器具消耗費、消耗器材費その他の工事雑費として、材料費と労力費の合計額の100分の20以内を乗じて得た額

(6) 設計監督費 前各号に掲げる額の合計額に100分の10を乗じて得た額

(平19公企管規程1・一部改正)

(異議に対する責任)

第20条 市長が工事を施行する給水装置の位置又は工事については、利害関係人その他の者から異議があっても、市はその責めを負わない。

2 条例第6条第2項の規定により提出すべき同意書がない場合であっても、市長は、これに代わる証明のあるときは、当該証明をもって同意書とみなすことができる。

(給水装置の保全)

第21条 使用者等は、給水装置を常に清潔に保ち、検査、修理又は漏水調査に支障を来すような物件又は工作物を設置してはならない。

第4章 給水

(給水契約の申込み)

第22条 条例第17条第1項に規定する申込みは、給水契約申込書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の申込みは、当該申込みをしようとする者が市長にその旨を申し入れることにより行うことができる。

3 市長は、前項の申入れがあったときは、当該契約に係る事項を記録しなければならない。

4 給水の契約は、第1項の申込の受理又は前項の記録があったことにより、締結したものとみなす。

(平30公企管規程2・追加)

(メーターの位置)

第23条 条例第18条第2項の規定により、市長が定めるメーターの設置位置は、おおむね次の基準による。

- (1) 宅地内で配水管に近い位置に設置すること。
- (2) 屋外に設置し、盗難予防上適当な位置に設置すること。
- (3) メーターの点検に支障を及ぼすような場所は避けること。
- (4) 常に乾燥して損傷の危険のない箇所に水平に設置すること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、屋内に設置することができる。

(平30公企管規程2・旧第22条繰下)

(使用者等所有のメーター)

第24条 メーターを自ら購入して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平30公企管規程2・旧第23条繰下)

(メーターの管理)

第25条 メーターを管理する使用者等は、その設置場所を清潔にし、メーターの点検、取替え又は修理に支障を来す物件を置き、若しくは工作物を設けてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した使用者等に対し、原状回復を命じることができる。この場合において、使用者等が当該命令を履行しないときは、市長が施行し、その費用を使用者等から徴収することができる。ただし、市長がその原状回復が困難であると認めるときは、市長がメーターの位置を変更し、その費用を使用者等から徴収する。

(平30公企管規程2・旧第24条繰下)

(メーターの取替え)

第26条 市長は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定有効期間満了前のメーター又は不良メーターを取り替えるときは、当該取替え作業の間給水を停止することができる。

（平30公企管規程2・旧第25条繰下）

（メーターの亡失又はき損）

第27条 条例第19条第2項の規定により市長が定める損害額の算出は、次の算式により行う。

時価－ {（時価÷耐用年数）×使用年数}

2 市長は、メーターの亡失又はき損が天災その他の使用者等の責任でないと認めるときは、前項の弁償額を徴収しない。

（平30公企管規程2・旧第26条繰下）

（中止、廃止又は変更等の届出）

第28条 条例第20条に規定する変更等の届出（以下「届出等」という。）は、次の各号に掲げる届出等の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、条例第20条第1項第1号に規定する給水装置の使用を中止する届出は、申入れその他市長が別に定める方法によることができる。

（1） 条例第20条第1項第1号に規定する給水装置の使用を中止する届出 給水装置使用中
止届出書（様式第3号）

（2） 条例第20条第1項第1号に規定する給水装置の使用を廃止する届出 給水装置使用廃
止届出書（様式第4号）

（3） 条例第20条第1項第2号に規定する給水装置の用途の変更をする届出 給水装置用途
変更届出書（様式第5号）

（4） 条例第20条第1項第3号に規定するメーターの口径を変更する届出（給水装置の改造
により第5条第1項に規定する給水装置工事申込書を提出する場合を除く。） メーター口径
変更届出書（様式第6号）

（5） 条例第20条第1項第4号に規定する消防演習用に私設消火栓を使用する届出 私設消
火栓消防演習使用届出書（様式第7号）

（6） 条例第20条第2項第1号及び第2号に規定する所有者若しくは使用者の氏名若しくは
住所又は所有者を変更する届出 給水装置所有者等変更届出書（様式第8号）

（7） 条例第20条第2項第3号に規定する総代人若しくは代理人を変更したとき又はその氏
名若しくは住所を変更する届出 給水装置総代人等変更届出書（様式第9号）

（8） 条例第20条第2項第4号に規定する消防用として水道を使用する届出 消防用水道使
用届出書（様式第10号）

(平30公企管規程2・追加)

(私設消火栓の封印)

第29条 メーターを設置していない私設消火栓は、市長が封印する。

(平30公企管規程2・旧第27条繰下)

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第30条 条例第22条第4項の規定により市長が定める簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者の管理及び管理の状況に関する検査の基準は、筑西市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成26年市規則第8号)に定める小簡易専用水道の例による。

(平26公企管規程1・一部改正、平30公企管規程2・旧第28条繰下)

第6章 水道料金等

(共用給水装置の使用に係る水道料金)

第31条 共用給水装置の使用に係る水道料金は、総代人から一括して徴収する。

(平20公企管規程3・一部改正、平30公企管規程2・旧第29条繰下)

(中止又は廃止の届出がない場合の水道料金)

第32条 市長は、使用者等が水道を使用しない場合であっても、条例第20条第1項第1号の規定による届出がないときは、水道料金を徴収する。

(平19公企管規程1・平20公企管規程3・一部改正、平30公企管規程2・旧第30条繰下)

(水道料金、費用等の納期限)

第33条 水道料金の納期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 納入通知書により水道料金を徴収するときは、納入通知書を発行した日の属する月の末日

(2) 口座振替により水道料金を徴収するときは、水道料金を徴収する月の27日

2 条例及びこの規程に定める加入金、手数料その他の費用等(以下「費用等」という。)の納期限は、納入通知書を発行した日の属する月の末日とする。

3 前2項に規定する納期限の日が、筑西市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条に規定する市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日をもって納期限の日とする。

4 市長は、前3項に規定する納期限により難いと認めるときは、納期限をその都度定めることができる。

(平20公企管規程3・平24公企管規程1・一部改正、平30公企管規程2・旧第31条繰下)

(水道料金の調整)

第34条 水道料金を算定した後、その算定基準に異動があったとき又は水道料金徴収後その水道料金の算定に過誤があったときは、速やかに精算する。

(平20公企管規程3・一部改正、平30公企管規程2・旧第32条繰下)

(検針)

第35条 条例第26条の規定による定例検針日は、別に定める。

- 2 市長は、メーターの検針をしたときは、使用水量を使用者等に通知するものとする。
- 3 使用者等は、メーターの検針に立ち会わないという理由をもって、前項の規定により通知された使用水量に異議を申し立てることはできない。
- 4 使用者等は、第2項の規定により通知された使用水量に疑義があるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平19公企管規程1・一部改正、平30公企管規程2・旧第33条繰下)

(使用水量の端数計算)

第36条 条例第26条に定めるメーターの検針を行う場合、使用水量1立方メートル未満の端数は次回に繰り越して計算する。ただし、水道の使用を中止したときは、1立方メートル未満は切り捨てる。

- 2 条例第29条又は条例別表第2第1項若しくは第2項の規定により、使用水量を等分した場合に生じる1立方メートル未満の端数は、当該等分した使用水量のうち、市長が定めるいずれか一方に加算するものとする。

(平19公企管規程1・一部改正、平30公企管規程2・旧第34条繰下)

(定例検針日の変更をしたときの使用水量)

第37条 条例第26条第1項ただし書の規定により検針を行ったときは、その使用水量をもって同条第1項前段に規定する定例検針日の使用水量とする。

(平19公企管規程1・一部改正、平30公企管規程2・旧第35条繰下)

(使用水量の認定)

第38条 条例第27条の規定による使用水量の認定は、次により行う。

- (1) メーターに異状があったときは、メーター取替え後10日間の平均水量を基礎として日割計算により、異状のあった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のとき又は前号の日割計算によりがたいときは、

使用水量を認定する月前3回の検針水量又は前年同期における使用水量等を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

(平19公企管規程1・一部改正、平30公企管規程2・旧第36条繰下)

(資料提出の請求)

第39条 市長は、条例第27条の規定による使用水量又は条例第28条の規定による用途等の認定をする場合において必要と認めるときは、使用者等に対して資料の提出を求めることができる。

(平30公企管規程2・旧第37条繰下)

第7章 検査及び処分

(給水装置、メーター及び水質の検査)

第40条 市長は、条例第35条及び条例第36条の規定による検査を行うときは、当該検査に検査請求者を立ち合わせることができるものとする。

(平30公企管規程2・旧第38条繰下)

(給水装置の検査員証)

第41条 条例第35条及び条例第36条の検査に従事する職員は、身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前項の証明書は、関係者から請求があったときは、提示しなければならない。

(平30公企管規程2・旧第39条繰下)

(検査費用の徴収)

第42条 条例第35条第2項の規定により、実費額を徴収することができる場合は、次に掲げる検査を行ったときとする。

(1) 給水装置又はメーターの機能については、通常検査以外の検査

(2) 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査

(平30公企管規程2・旧第40条繰下)

(給水の停止)

第43条 市長は、条例第37条の規定により給水を停止するときは、給水停止通知書(様式第11号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第37条第3項第1号の規定により給水を停止するときは、指定期限内に納付しなかった水道料金が過去2回分の検針分以上ある使用者等に対し、市長が別に定める給水停止通知書(未納用)により通知するものとする。

3 前2項の規定により給水を停止する場合において、市長は、当該使用者等に対し、次条に規定する給水の停止の予告のほか、あらかじめ未納分の水道料金について督促状又は催告状の送付を

行う等の方法により、告知に努めなければならない。

(平30公企管規程2・追加)

(給水の停止の予告)

第44条 市長は、前条第2項の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ当該使用者等に、納期限を定めた水道料金の未納額分の納付書を送付するものとする。

2 市長は、前項の納期限までに水道料金の納付がないときは、市長が別に定める給水停止予告通知書を同項に規定する納期限の10日前までに通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該使用者等が次条第1号の規定により水道料金未納額を前項の通知書に記載されている給水停止の日後15日以内に納付することを誓約したことにより給水の停止を解除した場合において、当該使用者等が水道料金の納付を誠実に履行しないときは、前項に規定する給水の停止の予告通知書を送付したものとみなして給水を停止することができる。

(平30公企管規程2・追加)

(給水の停止の解除)

第45条 市長は、第43条第2項の規定により給水を停止した使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、給水の停止を解除するものとする。

(1) 第43条第2項に規定する給水停止通知書に記載されている水道料金の未納額分の全額を納付したとき。

(2) 1回の検針分相当額以上の水道料金を納付し、かつ、当該未納額の残金を給水の停止の日後30日以内に納付することを誓約したとき。

(3) 経済的理由その他やむを得ない理由により使用者等が未納の水道料金をただちに納付することが困難と市長が認めるとき。

(平30公企管規程2・追加)

(滞納者の転居)

第46条 市長は、使用者等のうち、現に本市の水道料金の滞納を事由として給水の停止を受けている者が、当該停止を解くための方策を怠り本市の区域内において転居をし、当該転居した居宅において水道を使用しようとする場合は、開栓を行わないことその他の当該停止を解消するための措置を講じるものとする。

(平30公企管規程2・追加)

第8章 補則

(補則)

第47条 この規程に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平 3 0 公企管規程 2 ・ 旧第 4 3 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の下館市水道事業給水条例施行規則（昭和 3 9 年下館市規則第 1 6 号）、関城町水道事業給水条例施行規程（昭和 6 3 年関城町水道課規程第 8 号）、明野町水道事業給水条例施行規則（平成 2 年明野町規則第 8 号）又は協和町水道事業給水条例施行規則（昭和 6 1 年協和町規則第 1 2 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 9 年公企管規程第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の筑西市水道事業給水条例施行規程の規定は、施行日以後の検針に係る水道料金について適用し、施行日前の検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 0 年公企管規程第 3 号）

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年公企管規程第 3 号）

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年公企管規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 6 年公企管規程第 1 号）

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年公企管規程第 2 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、この規程による改正前の筑西市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(表)

給水装置工事申込書(給水装置台帳)										(客番 新設 ・ 改造)				
筑西市水道事業 筑西市長 様										受付番号		第 号		
設置場所 筑西市										受 付		年 月 日		
<p>筑西市水道事業給水条例第6条第1項の規定により、給水装置工事の申込みをします。この給水装置工事の施工について、他の利害関係人から異議あるときは、全て私が責任を負い、これを処理し、市に対して一切の異議の申立てをしません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申 込 者 住 所 _____</p> <p>フリガナ _____</p> <p>氏名又は名称 _____ 印 連絡先 _____</p> <p>上記の者から給水装置工事の施工の申込みを受けたので、筑西市水道事業給水条例第8条その他関係法令の規定により、設計審査の申請をします。</p> <p>指定給水装置工事事業者 _____ 指 定 番 号 _____ 第 _____ 号</p> <p>所在地 _____ 氏名又は名称 _____ 印 _____</p> <p>当該工事指名主任技術者 _____ 登 録 番 号 _____ 第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p>										設計審査		.		
										着 工		.		
										竣 工		.		
										検 査		.		
										利害関係者の同意				
										支分同意		有(別紙)	無	
										土地同意		有(別紙)	無	
										貸与水道メーター				
										貸出年月日		口径	番号	指針
										年 月 日		mm	No.	m ³
		mm	No.	m ³										
		mm	No.	m ³										
手 数 料 ・ 加 入 金														
手 数 料 ・ 区 分		金額	領収(番号)											
給水工事申請手数料														
道路占用申請手数料														
水道加入金														
減 免 額		△												
減免適用後加入金														
合 計														
国 県 道 占 用 関 係														
路線名		線												
許可番号		号												
許可年月日		年 月 日												
備考														
メーター器有効期限														
給水装置材料指示報告書(申込者自筆)														
<p>今回工事をする給水装置の材料は、私が上記のとおり給水装置工事主任技術者に指示・施工させますので報告します。</p> <p style="text-align: center;">フリガナ _____</p> <p>申 込 者 氏 名 又 は 名 称 _____ 印 _____</p>														
水道使用開始届														
<p>この申請書の記載事項に基づいて施工を依頼した給水装置の引渡を受けたので、直ちに水道の使用を開始したく届けます。</p> <p>なお、水道料金の納入については、使用者と所有者が連帯して責任を負います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>所 有 者 住 所 _____</p> <p>フリガナ _____</p> <p>氏名又は名称 _____ 印 連絡先 _____</p> <p>使 用 者 住 所 _____</p> <p>フリガナ _____</p> <p>氏名又は名称 _____ 印 連絡先 _____</p>														
課 長					設 計		竣 工							
					技術管理者		課 長	技術管理者						
					業務G		管理G	業務G		管理G				
					補 佐		補 佐							
					係 長		係 長							
受 付					審 査		検 査							
検針順路					— —		登 録							

(裏)

給水装置工事設計書

平面図 S= 1/ (口径・管種を記入のこと) N +	案内図(住宅案内図 ページ ー)															
	<table border="1"><tr><td>メーター器指針</td><td></td><td>m³</td></tr><tr><td>本管</td><td>管種</td><td></td></tr><tr><td>状況</td><td>土被り</td><td>m</td></tr><tr><td>オフセット(3点程度)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>工事店シール(メーターボックス蓋の裏)</td><td></td><td></td></tr></table>	メーター器指針		m ³	本管	管種		状況	土被り	m	オフセット(3点程度)			工事店シール(メーターボックス蓋の裏)		
メーター器指針		m ³														
本管	管種															
状況	土被り	m														
オフセット(3点程度)																
工事店シール(メーターボックス蓋の裏)																
<p>給水装置工事申請に係る承諾事項</p> <p>1 給水管の老朽化に伴い濁り水、剥離、閉塞等が発生した場合は、給水管修理に係る費用を所有者が負担すること。</p> <p>2 官民境界から1m程度に設置されている止水栓(隣接する補助バルブを含む)よりも宅内側の給水管漏水修繕に係る費用を所有者が負担すること。また、漏水が発生した際は速やかに修繕すること。</p> <p>3 自家既設給水装置を給水管として継続使用するとき、混入塩素のため腐食鉄管が溶解され濁り水となる可能性があること。 また、水圧の変化のために既設管が損傷を受け、漏水する可能性があること。</p> <p>上記の症状が発生した場合、自己責任において対応します。</p> <p>フリガナ 所有者 氏名又は名称 印</p>	<p>給水装置工事の自己検査報告書</p> <p>申請書に基づいた給水装置工事が設計書どおり全て完了し、自己検査も完了していることを報告します。 なお、この工事は、1年間の保証期間があるので、当該期間内に破損等した場合(施工事業者の責によらない場合を除く。)は申込者において直接施工業者に連絡のうえ、処理することを両者で確認しています。</p> <p>指定給水装置工事事業者 氏名又は名称 印</p>															

様式第2号（第22条関係）

給水契約申込書			
筑西市水道事業 筑西市長 様		年 月 日	
		(申込者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
給水契約をしたいので、筑西市水道事業給水条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
給水装置の設置場所	筑西市		
開始年月日	年 月 日		
水道料金支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替（※銀行等で手続きをお願いします。）		
	<input type="checkbox"/> 納入通知書払		
	納入通知書の送付先 (申込者住所と異なる 場合にのみ記入)	住所	
		氏名	
備 考			

様式第4号（第28条関係）

給水装置使用廃止届出書	
年 月 日	
筑西市水道事業 筑西市長 様	
(届出者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
給水装置の使用を廃止したいので、筑西市水道事業給水条例第20条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。	
給水装置の設置場所	筑西市
お客様番号	
所有者住所氏名	住所
	氏名
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
備 考	

様式第 5 号（第 2 8 条関係）

給水装置用途変更届出書	
年 月 日	
筑西市水道事業 筑西市長 様	
（届出者） 住 所 氏 名 印 電話番号	
給水装置の用途を変更したいので、筑西市水道事業給水条例第 2 0 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。	
給水装置の設置場所	筑西市
お客様番号	
旧用途	
新用途	
変更の理由	
備 考	

様式第6号（第28条関係）

メーター口径変更届出書	
年 月 日	
筑西市水道事業 筑西市長 様	
(届出者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
メーター口径を変更したいので、筑西市水道事業給水条例第20条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。	
給水装置の設置場所	筑西市
お客様番号	
変更内容	口径 mmから口径 mmへ変更
変更の理由	
備 考	

様式第7号（第28条関係）

私設消火栓消防演習使用届出書		
		年 月 日
筑西市水道事業 筑西市長 様		
(届出者) 住 所 氏 名 印 電話番号		
私設消火栓を消防演習用として使用したいので、筑西市水道事業給水条例第20条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。		
私設消火栓設置場所	筑西市	
所有者住所氏名 (届出者と異なる 場合にのみ記入)	住所	
	氏名	
使用目的		
使用時間	約 時間	
備 考		

様式第8号（第28条関係）

給水装置所有者等変更届出書	
年 月 日	
筑西市水道事業 筑西市長 様	
(届出者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
給水装置の所有者等を変更したので、筑西市水道事業給水条例第20条第2項第1号（第2号）の規定により、次のとおり届け出ます。	
給水装置の設置場所	筑西市
お客様番号	
変更の区分	<input type="checkbox"/> 使用者の変更 <input type="checkbox"/> 所有者の変更
旧所有者等の住所及び氏名	住所
	氏名 印
変更年月日	年 月 日
変更の理由	相続 ・ 贈与 ・ 売買 ・ その他（ ）
備 考	

(注) (1) この届出書は、新たに所有者等となった者が記入し、提出してください。

(2) 旧所有者等の署名押印が得られないときは、新たに所有者等となった者が所有権を取得したことを証明する書類（登記事項証明書、売買契約書の写し等）を添付してください。

様式第9号（第28条関係）

給水装置総代人等変更届出書	
年 月 日	
筑西市水道事業 筑西市長 様	
(届出者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
給水装置の総代人等を変更したので、筑西市水道事業給水条例第20条第2項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。	
給水装置の設置場所	筑西市
お客様番号	
変更の区分	<input type="checkbox"/> 総代人の変更 <input type="checkbox"/> 代理人の変更
新総代人等住所氏名	住所
	氏名
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
備 考	

様式第10号（第28条関係）

消防用水道使用届出書		
		年 月 日
筑西市水道事業 筑西市長 様		
(届出者) 住 所 氏 名 印 電話番号		
消防用として水道を使用したいので、筑西市水道事業給水条例第20条第2項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。		
給水装置の設置場所	筑西市	
お客様番号		
所有者住所氏名 (届出者と異なる 場合にのみ記入)	住所	
	氏名	
火災現場住所	筑西市	
使用時間	約 時間	
備 考		

様式第 1 1 号 (第 4 3 条関係)

第 号
年 月 日

給水停止通知書

様

筑西市水道事業
筑西市長 印

筑西市水道事業給水条例第 3 7 条第 項第 号の規定により、次のとおり給水を停止するので通知します。なお、職員の勤務時間以外は、給水再開の作業はできませんのでご了承ください。

給水停止日	年 月 日
-------	-------

- 様式第1号（第5条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第2号（第22条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第3号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第4号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第5号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第6号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第7号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第8号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第9号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第10号（第28条関係）
（平30公企管規程2・追加）
- 様式第11号（第43条関係）
（平30公企管規程2・追加）